目　　次

Ⅰ．森林の整備に関する基本的な事項……1
１．計画の対象とする森林……1
２．新発田市の森林整備の現状と課題……1
３．森林整備の基本方針……2
４．森林整備の合理化に関する基本方針……4
Ⅱ．森林施業の方法に関する事項……5
第１　伐採（主伐）に関する事項……5
１．主伐に関する基本的事項……5
２．樹種別の立木の標準伐期齢……5
３．伐採（主伐）の標準的な方法……5
４．その他必要な事項……6
第２　造林に関する事項……7
１．造林に関する基本的事項……7
２．人工造林に関する事項……7
３．天然更新に関する事項……8
４．植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在……10
５．その他必要な事項……10
第３　間伐及び保育に関する事項……11
１．間伐及び保育に関する基本的事項……11
２．間伐の時期に達するまでの保育の標準的な方法……11
３．間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法……12
４．その他間伐及び保育の基準……12
５．その他必要な事項……14
第４　ゾーニング区分別の森林の整備に関する事項……14
１．公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法……14
２．木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法……15
Ⅲ．森林整備の合理化に関する事項……16
第１．森林経営の集約化の促進に関する事項……16
１．森林経営の集約化の促進方針……16
２．森林施業等の集約化の促進方策……17
３．森林の施業又は経営の受委託を実施する上で留意すべき事項……17
４．森林経営管理制度の活用に関する事項……17
第２　森林施業の共同化の促進に関する事項……17
１．森林施業の共同化の促進方針……17
２．施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策……17

３．共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項……17
第３　作業路網の整備に関する事項……18
１．作業路網の整備に関する基本的事項……18
２．林道及び林業専用道に関する事項……18
３．森林作業道に関する事項……18
Ⅳ．森林の保護に関する事項……19
１．森林病害虫の駆除又は予防の方法等……19
２．鳥獣による森林被害対策の方法……19
３．森林火災の予防の方法……20
４．火入れを実施する場合の留意事項……20
５．伐採を促進すべき森林の所在……20
Ⅴ．森林の保健機能の増進に関する事項……20
１．保健機能森林の区域……20
２．保健機能森林の区域内の森林における伐採、造林、保育、その他の施業の方法……20
３．保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備……20
Ⅵ．その他森林の整備のために必要な事項……21
１．森林経営計画の作成に関する事項……21
２．森林整備を通じた地域振興に関する事項……21
３．森林の総合利用の推進に関する事項……21
４．住民参加による森林整備の推進に関する事項……22
５．森林経営管理制度に基づく市町村森林経営管理事業計画に関する事項……22
６．その他……22

Ⅰ．森林の整備に関する基本的な事項

１．計画の対象とする森林

この計画は、森林法第 10 条の 5 に基づき新発田市長が立てる、新発田市内の森林の整備と保全に関する計画で、新発田市内の民有林[1]を計画の対象とします。

計画期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 17 年 3 月 31 日までの 10 年間とします。次項で示す森林面積等については、令和 5 年度末現在の数値とします。

２．新発田市の森林整備の現状と課題

本市は、新潟県の北部に位置し新潟市の北東約 27 ㎞の地点にあって、地形は東部より西部に向って傾斜し飯豊連峰に源を発する加治川が市内南部、支流新発田川が市内中央部を貫流し、その下流部は、沃野（よくや）が開け北蒲原の穀倉地帯となっています。

本市の森林面積は 33,836ha で土地面積の約 63%を占めています。そのうち民有林は 11,979ha で森林面積の約 35%を占めています。民有林のうち人工林の面積は 3,261ha で、人工林率 27%は県平均の 25%を上回る割合となっています。

本市の約 63%を占める森林は、木材生産、林産物生産、国土保全、水源涵養、自然環境保全等多様な機能を有し、地域住民の生活に深く関わっています。しかし、木材生産の落ち込みが特に大きく、これは林家の経営規模が小さいのに加え、林業従事者の高齢化や「財産保持」という森林所有者が多いことなどがその要因となっています。

計画にあたっては、森林の持つ各種公益的機能の重要性を認識し、地域住民の生活に密着した里山、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには天然生の樹林帯の林分構成を生かした森林整備を図っていくため、本市の森林整備地区を北部の加治・加治川・菅谷地区、東部の川東地区、南東部の赤谷・米倉地区、市街地近郊の五十公野地区、南部の松浦地区、南西部の豊浦地区、北西部の紫雲寺地区の 7 ブロックに区分し、現状と課題を次のとおりに抽出します。

加治・加治川・菅谷地区及び川東地区は、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターによる水源林造成事業（以下、「水源林造成事業」という。）及び県行・公社造林が活発に行われている地域であり、さらに林業生産活動が積極的に取り入れられるべく、造林の促進及び路網整備、搬出間伐の計画的な実施が望まれます。

赤谷・米倉地区には、自然環境豊かな滝谷森林公園があり、市民をはじめとする多くの

[1] その自然的経済的社会的諸条件およびその周辺の地域における土地利用の動向からみて森林として利用することが適当でないと認められる森林を除く区域

利用者から健康と憩いの場として活用されています。また、水源林造成事業及び県行・公社造林が活発に行われている地域であり、今後の路網整備及び搬出間伐の計画的な実施が望まれます。

五十公野地区は、山全体が公園とスポーツ施設のある総合公園化された松林であり、加治川の清流、東に飯豊連峰を望み、北西には市街地が一望できる名勝地で都市公園百選にも選ばれています。今後も松くい虫防除の実施を徹底して松林を守り、地域住民の大切な憩いの場として保全を図ります。

松浦地区は、広域基幹林道新発田南部線（延長 12,145m）が平成 21 年度に完成し、その後のアクセス路網の検討と林業生産活動の積極化に向け、造林及び路網整備、搬出間伐の計画的な実施が望まれます。この地域は、土質から水害が多く土砂流出、土砂崩壊、水害防備保安林が多く、また、地すべり防止区域もある地域であり、その対策を十分考慮した森林整備を推進する必要があります。

豊浦地区は、その大半が松林で占められていることから、松くい虫被害の予防を適切に行うこととし、また、水源涵養保安林、干害防備保安林に指定された区域を有していることから、その公益的機能を向上させる森林整備を推進する必要があります。なお、月岡カリオンパークには「四季の杜」、「森の回廊」という森林を利用した施設があり、月岡温泉の利用やイベント開催等観光と結びつけた森林の整備が望まれます。

紫雲寺地区は、全域が松林であり、防風・飛砂防備林として地域住民の生活を守っています。また、海岸地域は県立紫雲寺記念公園として整備され、住民憩いの場、森林ふれあいの場としての活用が期待されており、公園周辺松林の整備を行うことにより、観光と森林を結びつけた総合利用を計画的に促進することが重要です。こうしたことからも、近年甚大な被害をもたらした松くい虫被害の再発防止に向け、引き続き適切な防除を実施するとともに、荒廃した松林の整備を進めていく必要があります。

３．森林整備の基本方針

森林整備の推進にあたっては、２の現状と課題を踏まえ、各地区の自然的、社会経済的な特質に配慮して、（１）～（７）のとおり定めるものとします。

（１）加治・加治川・菅谷地区

国有林との一体的整備を考慮し、一部水源涵養、山地災害防止機能が高い森林を有していることから、この機能を維持しながら木材生産活動を向上させる森林整備を推進することとします。また、水源涵養保安林の指定を進め、水源林造成事業を積極的に取り入れることとします。

（２）川東地区

当地区の森林は、水源涵養、山地災害防止機能が高いことから、この機能を維持し木材生産機能を向上させる森林整備を推進することとします。

（３）赤谷・米倉地区

当市の水源林としての機能を有する森林や地域の恵まれた自然環境を活用した滝谷森林公園があることから、水源涵養、保健・レクリエーション機能を重視し、国有林と一体となった森林整備を推進することとします。

（４）五十公野地区

当地区の公園と一体となった松林は､松くい虫防除による森林保全を図るとともに、天然林改良施業等により､市民の憩いの場･身近な緑空間として景観の保持及び保健・レクリエーション機能の向上を図る森林整備を推進することとします。

（５）松浦地区

木材生産、水源涵養、山地災害防止機能を高度に発揮できる森林整備を推進するため、平成 21 年度に完成した広域基幹林道新発田南部線を積極的に利用した路網整備及び搬出間伐中心の森林整備を推進することとします。

（６）豊浦地区

当地区は、松林が大半を占めることから松くい虫被害の予防を行うとともに、公益的機能を向上させる森林整備を推進することとします。

（７）紫雲寺地区

海岸地区の飛砂防備保安林・保健保安林は、松くい虫被害の拡大を防ぐため、無人ヘリコプター散布・保育事業を積極的に導入し、公益的機能の保全・向上を推進することとします。

内陸部の松林については、伐倒駆除を徹底し、松林を維持、緑地保全を推進することとします。

また、憩いの場として県立紫雲寺記念公園をより一層活用できるよう整備を推進することとします。

なお、内陸部、集落内の里山林の松林を森林所有者及び住民ボランティアにより整備し、生活環境保全、景観の維持向上を図ることとします。

また、新潟県策定の地域森林計画（以下、「地域森林計画」という。）において定められている 8 つの多面的機能（次の表参照）に基づき、森林を「水土保全林（水)」、「水土保全林（土)」、「人との共生林」及び「木材生産林」の 4 つに分類し（Ⅱの第 4 で説明)、それぞれ重視すべき機能に配慮した方法により施業を行うこととします。

※地域森林計画において定められている８つの多面的機能

機能の区分	主な働き	望ましい森林の状態
①水源涵養機能	土壌への降水や融雪水の浸透を促進することなどにより、ピーク流量を低減して洪水を調節するとともに渇水を緩和する働き	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有している
②山地災害防止／土壌保全機能	自然現象等による山地災害の発生を防止する働き	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達した土壌を保持している
③快適環境形成機能	自然現象等による飛砂、潮害等を防止するとともに、風や騒音などの調節、大気の浄化など、快適な生活環境を保全・形成する働き	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力や汚染物質の吸着能力等が高く、諸被害に対する抵抗性が高い
④保健・レクリエーション機能	森林とのふれあいを通じて、憩いや学びの場を提供する働き	多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している
⑤文化機能	森林の景観等を通じて、歴史、文化、学術等の振興に寄与する働き	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を有している
⑥生物多様性保全機能	森林生態系を構成する多様な生物の生育・生息の場を提供する働きで、全ての森林が有する	多様な生物が生育・生息できる、安定した森林生態系が形成されている
⑦地球環境保全機能	二酸化炭素の固定、蒸散発散作用等が保たれることによって発揮される働きで、全ての森林が有しており、特定の地域のみで発揮されるものでない	県域を超えた広範囲にわたる森林の働きにより、気象・気候等の良好な環境が維持されている
⑧木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する働き	林木の生育に適した土壌を有し、木材等として利用するうえで良好な樹木により構成され、成長量が比較的高い

４．森林整備の合理化に関する基本方針

今後木材として利用可能な人工林の増加に伴い、木材の生産（搬出）を伴う森林整備が増えることが予想され、面的なまとまりをもった効率的な整備が望まれますが、各森林所有者が個別に森林経営にあたることは現実的ではないことから、特に、木材生産が可能な森林にあっては、森林所有者に代わって意欲と実行力のある者が森林経営を行えるよう、森林経営の受委託及び施業の集約化[1]を促進することとします。

[1] 複数の森林所有者が共同して効率的な森林施業を行うことをいう。

Ⅱ．森林施業の方法に関する事項

第１　伐採（主伐）に関する事項

１．主伐に関する基本的事項

主伐については、更新[1]を伴う伐採であり、その方法については特に注意を必要とします。

主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないよう配慮するものとします。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の成育状況、母樹（種子の供給源となる木）の保存及び周辺森林の種子の結実周期等に配慮し、天然下種更新[2]又は萌芽更新[3]が確実な森林を対象として行うこととします。

木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林等においては、主伐後の植栽及び保育等を推進することとします。

さらに、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進することとします。

２．樹種別の立木の標準伐期齢

本市の現状や森林の有する公益的機能の高度発揮に十分留意し、標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標である主要樹種別の標準伐期齢は、下表に示すとおりとし、主伐の対象とする立木は、標準伐期齢[4]以上を目安として選定するものとします。

樹種別の標準伐期齢				
ス　ギ	アカマツ クロマツ	その他の 針 葉 樹	用材林 広葉樹[5]	その他の 広 葉 樹[6]
45年	40年	60年	70年	20年

なお、標準伐期齢は地域を通じた標準的な立木の主伐の時期に関する指標として定めているものですが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものではありません。

３．伐採（主伐）の標準的な方法

主伐の標準的な方法は、次のとおりとします。

（１）皆伐

主伐のうち択伐以外のものをいいます。皆伐は、傾斜が急なところ、風害・雪害・

---

[1] 伐採により生じた無立木地（伐採跡地）が再び立木地となること。

[2] 天然に散布した種により後継の森林を育成する方法。

[3] 伐採後の切り株から発生する萌芽を成長させて後継の森林を育成する方法。

[4] 森林生産力が最も高度に発揮される林齢＝立木の平均成長量（ある時点での立木の材積を林齢で割った値（m3／年））が最大となる林齢を基準とし、地域の既往の平均伐採齢及び森林構成を勘案して決定する地域の標準的な伐採の林齢。地域森林計画を参考に、この計画において市長が定めます。

[5] 製材、合板用材等に利用される広葉樹。

[6] 粗朶、薪炭材、パルプ・チップ用、しいたけ原木等に利用される広葉樹。

潮害等の気象害があるところは避け、確実に更新が図られるところで行うものとします。自然条件が劣悪なため更新の確保が困難と予想される森林にあっては、皆伐は見合わせ、伐採方法を択伐によるものとします。

公益的機能の維持を考慮して、1箇所あたりの伐採面積の上限を20haとします。また、1箇所あたりの伐採面積が20haを超えない場合であっても、他の伐採区域と隣接し、その合計が20haを超える場合には、伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木[1]の樹高程度の幅の森林を保残帯として確保するものとします。

さらに、渓流周辺や尾根筋等をはじめ、気象害やなだれの防止、風致の維持及び生物多様性の保全のため必要がある場合には、所要の保護樹帯[2]を設けることとします。

伐採後の更新を天然下種更新による場合には、種子の供給を確保するため伐区の形状、母樹[3]の保存等について配慮します。

伐採後の更新を萌芽更新による場合には、優良な萌芽を発生させるため11月から3月の間に伐採を行うものとします。

（２）択伐

主伐のうち伐採区域の立木の一部を伐採する方法であって、単木、帯状又は群状[4]を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で伐採を行うものをいいます。

択伐にあたっては、下層木に十分な光が当たる伐採率を確保しつつ、森林資源を枯渇させることのないよう、１回当たりの伐採率（材積による伐採率）を 30%以下（伐採後の更新を植栽による場合には 40%以下）とし、適切な繰り返し期間で実施するものとします。

４．その他必要な事項

（１）立木の伐採、集材に当たっては、地域森林計画や「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和５年３月 31 日付け４林整第 924 号林野庁長官通知)を踏まえ、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮する等、現地に適した方法により行うものとします。

（２）市長は、森林所有者等から提出された伐採届の内容が上記の方法に合致していないときは、その伐採及び伐採後の造林の計画を変更するよう命ずることができるものとします。

---

1 標準伐期齢に達した木のこと。

2 一帯の森林を維持するために保護すべき森林の区域。

3 優良な形質を持った種子や穂木、茎や根を採取する木。

4 「帯状」とは伐採幅 10m 未満のもの、「群状」とは１スポットあたりの伐採面積が 0.5ha 未満のものをいう。

第２　造林に関する事項

１．造林に関する基本的事項

造林については、裸地状態を早期に解消することを目的に行うものであり、その方法は人工造林又は天然更新によるものとします。

しかし、天然更新には不確実性が伴うことから、現地の状況を十分確認すること等により適切な更新方法を選択し、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林においては、人工造林によることとします。

伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急な更新を図ります。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽、広葉樹の導入等に努めることとします。

なお、花粉の少ない苗木の選定については、成長に優れた特定苗木の増加に努めることとします。

２．人工造林に関する事項

人工造林は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととします。

人工造林に当たっては、適地適木を旨とし、郷土樹種[1]など現地の自然条件に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種、花粉の少ない苗木の選定、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入等、技術的合理性に基づいた効率的な作業システムの導入に努めることとします。ただし、低密度植栽による場合には、確実な更新が図られることはもとより、保安林にあっては、指定施業要件に定める本数以上とします。

植栽に用いる苗木については、スギについては林業種苗法で定められた区域のものを用いることとし、それ以外の樹種にあっても極力県内産のものを使用するよう努めることとします。

伐採跡地の荒廃防止と森林資源の維持造成を図るため、皆伐による場合又は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を主伐する場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内、択伐による場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とします。

人工造林の対象とする樹種及び植栽本数については、下表を標準とします。ここに挙げたもの以外の樹種又は方法により植栽しようとする場合には、事前に林業普及指導員又は市農林水産課に相談することとします。

---

[1] その土地にもともと生育している樹種。

人工造林の対象樹種	標準的な植栽本数	備　考
スギ	2,500 本／ha	
アカマツ、クロマツ	6,000～10,000 本／ha	海岸林造成の場合
	2,500 本／ha	上記以外。
カラマツ	2,000 本／ha	
ヒノキ、ヒバ	2,500 本／ha	多雪・豪雪地への植栽は避けます。
キリ	300 本／ha	
ブナ	3,000 本／ha	標高 300m 以上への植栽を推奨。
その他の有用広葉樹	3,000 本／ha	外来種を除きます。

その他、植栽にあたっての標準的な方法は次のとおりとします。

区　分	標　準　的　な　方　法
地拵えの方法	伐採木の枝葉や前生樹が保育作業の支障とならないよう整理します。全刈筋置きを原則としますが、傾斜が 30 度以上の急傾斜地においては、等高線沿いの筋刈りとすることにより林地の保全に努めます。 積雪の移動が植栽木に損傷を与えることが予想される場合は、階段切り付けを行います。
植付けの方法	下刈り等の保育作業の効率を考え、全刈地拵えの場合は正方形植えを標準とします。筋状地拵えの場合は、等高線に沿ってできるだけ筋を通して植え付けます。
植え付けの時期	春は雪消えが遅く植え付け適期が短いことから、秋植えを標準とします。降雪まで 3 週間以上の期間をとれる時期に植え付けます。

なお、20 年生までに植栽木の樹高が最深積雪の 2.5 倍に達することが見込めない土地[1]や、傾斜が 35 度以上の土地では、雪害の発生により人工造林が困難であることから、このような土地において人工造林を行おうする場合には、事前に林業普及指導員又は市農林水産課に相談することとします。

３．天然更新に関する事項

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件及び林業技術体系からみて、天然力の活用により適確な更新が図られることが確実な森林において行うこととします。

天然更新にあたっては、現地の状況を継続的に観察し、必要に応じて天然更新補助作業を行うこととします。天然更新補助作業の標準的な方法について、下記の表を標準とします。

対象	区　分	標　準　的　な　方　法
天然下種更新	かき起こし（地表処理）	ササの繁茂や枝葉の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所について、種子が接地・発芽できる環境を整えるため、重機等により堆積物の除去並びに地表の掻き起こしを行います。更新対象樹種の種子が接地・発芽できる環境を整え、稚樹の定着を促進します。

[1] 『新潟のスギ』（平成 17 年 12 月スギ特性調査検討会）による。周辺の造林地の状態及び地位指数曲線から樹高を推定する。

萌芽更新	芽　か　き	萌芽の優劣が明らかになる３～８年目頃に、根や地際から発生している萌芽を１株あたりの仕立て本数が２～３本となるように整理し、萌芽枝は「根萌芽[1]」を中心に発生位置の低い形質の良い優良なものを残します。
共通	植え込み（補植）	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標に適した樹種を選定して植栽を行います。
共通	刈り出し	ササなどの下層植生によって天然稚樹の成育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲を刈り払い、稚樹の成長を促します。

（1）天然更新の対象とする樹種について

天然更新の対象とする樹種については、下表を標準とします。

主な更新樹種

出現頻度	落葉広葉樹						常緑広葉樹			針葉樹		
	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力	樹種名	科名	萌芽能力
高	アオダモ（別名：コバノトネリコ）	モクセイ科	○	コナラ	ブナ科	○				アカマツ	マツ科	
	アオハダ	モチノキ科	○	コハウチワカエデ（別名：イタヤメイゲツ）	ムクロジ科	○				スギ	スギ科	
	アズキナシ	バラ科		タムシバ	モクレン科							
	イタヤカエデ（変種：アカイタヤ、ウラジロイタヤ、エゾイタヤ、オニイタヤ）	ムクロジ科	○	ナナカマド	バラ科	○						
	ウリハダカエデ	ムクロジ科	○	ハウチワカエデ	ムクロジ科	○						
	ウワミズザクラ	バラ科	○	ブナ	ブナ科	×						
	オニグルミ	クルミ科	○	ホオノキ	モクレン科	○						
	カスミザクラ	バラ科	○	ミズキ	ミズキ科	×						
	キハダ	ミカン科	×	ミズナラ	ブナ科	○						
	クリ	ブナ科	○	ヤマグワ	クワ科							
	ケヤキ	ニレ科	○	ヤマボウシ	ミズキ科							
	コシアブラ	ウコギ科	×	ヤマモミジ	ムクロジ科							
中	アカシデ	カバノキ科	×	サワシバ	カバノキ科		ウラジロガシ	ブナ科	○	オオシラビソ	マツ科	
	アカメガシワ	トウダイグサ科		シナノキ	シナノキ科	○	シロダモ	クスノキ科	○	カヤ	イチイ科	
	アワブキ	アワブキ科	○	タカノツメ	ウコギ科	×	ソヨゴ	モチノキ科	○	カラマツ	マツ科	
	イヌザクラ	バラ科		ダケカンバ	カバノキ科	×	タブノキ	クスノキ科		キタゴヨウ（別名：ヒメコマツ）	マツ科	
	イヌシデ	カバノキ科	○	テツカエデ	ムクロジ科		ヤブツバキ	ツバキ科	○	ヒノキ	ヒノキ科	
	ウダイカンバ	カバノキ科	×	トチノキ	トチノキ科	×				ヒノキアスナロ	ヒノキ科	
	エゾエノキ	ニレ科		トネリコ	モクセイ科							
	エゾヤマザクラ（別名：オオヤマザクラ）	バラ科	○	ナツツバキ	ツバキ科	○						
	エノキ	ニレ科	○	ナラガシワ	ブナ科							
	オオバボダイジュ	シナノキ科		ニガキ	ニガキ科							
	カラスザンショウ	ミカン科		ネムノキ	マメ科							
	キタコブシ	モクレン科		ハクウンボク	エゴノキ科							
	キリ	ゴマノハグサ科		ハリギリ	ウコギ科	○						
	クヌギ	ブナ科	○	ハンノキ	カバノキ科	×						
	クマシデ	カバノキ科	×	ヒトツバカエデ	ムクロジ科							
	クマノミズキ	ミズキ科		ミズメ（別名：ヨグソミネバリ）	カバノキ科	×						
	ケヤマハンノキ（別名：ヤマハンノキ）	カバノキ科		ヤマザクラ	バラ科							
	ケンポナシ	クロウメモドキ科		ヤマトアオダモ	モクセイ科							
	サワグルミ	クルミ科		ヤマナラシ	ヤナギ科	○						
低	アベマキ	ブナ科		シウリザクラ	バラ科	○	アカガシ	ブナ科	○	イチイ	イチイ科	
	イイギリ	イイギリ科		シラカンバ	カバノキ科	×	スダジイ	ブナ科	○	クロマツ	マツ科	
	イヌエンジュ	マメ科		シロヤナギ	ヤナギ科		モチノキ	モチノキ科		コメツガ	マツ科	
	ウラジロノキ	バラ科		ネコシデ（別名：ウラジロカンバ）	カバノキ科		ヤマグルマ	ヤマグルマ科		サワラ	ヒノキ科	
	エンジュ	マメ科		ハリエンジュ（別名：ニセアカシア）	マメ科	○				ネズコ	ヒノキ科	
	オオイタヤメイゲツ	ムクロジ科		ハルニレ	ニレ科	○				ネズミサシ（別名：ネズ）	ヒノキ科	
	オノエヤナギ	ヤナギ科		ヒナウチワカエデ	ムクロジ科					モミ	マツ科	
	オヒョウ	ニレ科	○	メグスリノキ	ムクロジ科							
	カシワ	ブナ科	○	ヤシャブシ（変種：ミヤマヤシャブシ）	カバノキ科	○						
	カツラ	カツラ科	○	ヤチダモ	モクセイ科	×						
	コブシ	モクレン科		ヤマナシ	バラ科							
	サイカチ	マメ科										

[1] 萌芽枝のうち根から発生したもの。

※ 萌芽能力については、「広葉樹施業の生態学」谷本丈夫著及び「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」林野庁作成による。
○：萌芽能力が期待できる　×：萌芽能力が期待できない　「空欄」：データなし

※ 新潟県が過去に実施した「森林資源モニタリング調査」にて確認された新潟県内に生育する樹種のうち、図鑑等において高木性樹種とされる樹種を出現頻度別にまとめたもの。

天然更新については、伐採から 5 年が経過した時期に現地を調査し、1ha あたり 3,000 本が成立していることを更新完了の基準とします。この基準により更新が完了していないと認められた場合には、人工造林による更新を行うこととします。

（２）天然更新をすべき期間

天然更新をすべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、５年を経過する日までとする。なお、天然更新の完了判定は下表によることとします。

【天然更新完了基準】

区分	内　　容
更新 対象地	① 伐採及び伐採後の造林の届出書において天然更新を計画した伐採跡地 ② 森林経営計画において天然更新を計画した伐採跡地 ③ その他天然更新状況を判定する必要がある伐採跡地等
確認 時期	更新対象地の伐採が終了した日を含む翌年度の初日から起算して 5 年を経過する日までに現地確認による更新の完了判定を行います。 天然更新すべき期間が満了した日において、更新の完了判定を満たさなかった場合は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して 7 年を経過する日までに天然更新補助作業又は植林(人工造林)の実施を指導し、再度、更新調査等による更新の完了判定を行います。
更新 樹種	将来、林冠を構成する樹種(高木性樹種)(「天然更新の対象とする樹種」参照)
完了 判定	周辺の植生の高さを超える更新樹種の成立本数が 3,000 本/ha(立木度 3)以上

４．植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当ありません。

５．その他必要な事項

（１）五十公野地区及び紫雲寺地区においては、松くい虫被害防除対策として伐倒駆除を行なっているため、伐倒により松林が喪失した区域については抵抗性マツ（にいがた千年松）の植樹や樹種転換等、適切な対応に努めることとします。

（２）市長は、森林法第 10 条の 9 により、届出書の提出をしないで立木の伐採をした者に対し、当段（Ⅱの第２）の方法による造林を命ずることができるものとします。

第３　間伐及び保育に関する事項

１．間伐及び保育に関する基本的事項

間伐及び保育については、森林の多面的機能を高めることを目的として、これまで造成されてきた人工林、並びに公益的機能の発揮が高度に期待されている森林を対象に、森林を健全で活力ある状態で維持していくために行うものとします。

間伐及び保育の実施にあたっては、森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木の配置に配慮し、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては保残に努めることとします。

２．間伐の時期に達するまでの保育の標準的な方法

間伐以外の保育の標準的な方法については、下表のとおりとします。併せて、保育の実施にあたっては、森林の植生状況、立木の成長度合い等を勘案し、適切に実施するものとします。

保育の 種　類	実施 林齢	実施 回数	標準的な方法	対象 樹種
根踏み	2 年生	1 回	積雪の移動や風等により造林木の根が浮き、根抜けによる枯損が懸念される場合に実施します。 植栽の翌年の融雪直後に、植え付けた苗の周辺を足でよく踏みつけます。	全樹種
下刈り	2～7 年生	1～2 回 ／年	目的樹種の成長を阻害する草本植物等（以下「雑草木」という。）を除去し、目的樹種の健全な育成を図るため、目的樹種の樹高が雑草木の 1.5 倍程度になるまで毎年実施します。 雑草木の繁茂が著しい場合は、3 年生までは年 2 回（6 月上旬と 8 月上旬）とすることが望ましく、それ以降は年 1 回（6～7 月）とします。	全樹種
雪起こし	4～15 年生	1 回／年	積雪の移動により発生する倒木及び斜立木を、わら縄等を用いて引き起こします。 樹高が 2m を超える頃から平均積雪深の 2.5 倍程度に達するまで、毎年融雪直後に実施します。造林木の成長が盛んになる 5 月頃までに作業を終えられない場合は、作業効果が低下するので実施を見合わせます。	スギ ヒノキ その他針

除伐	11～25年生	1～3回	下刈終了後、林冠がうっ閉（ぺい）[1]する前の森林において、雑草木を除去し、目的樹種の健全な成長を図るために実施します。雑草木との競合状況に応じて適時適切に実施し、目的外樹種であっても、その成育状況や将来の利用価値を勘案し有用なものは保残・育成することとします。	全樹種
枝打ち	11～30年生	1～3回	良質材の生産や病虫害・雪害の防除を目的に枝を切り落とす作業です。 樹高6mの頃に初回（枝下高2m）を行い、その後樹高が2～3m増すごとに繰り返し行います。作業効率を重視し、原則として除伐又は間伐の実施後に行います。 枝下高が生産目標の高さに達するまでを目安に実施しますが、枝下高が樹高の1／2を超えないように注意します。	スギ ヒノキ その他針
つる切り	随時	適宜	造林木に巻き付くつる類を取り除く作業です。林齢に関係なく、必要に応じて実施します。春から夏にかけて実施するのが望ましい。	全樹種

３．間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採の方法であって、伐採後おおむね5年以内に再び林冠がうっ閉するものをいいます。

間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により、適期に繰り返し行うものとします。

人工林において間伐を実施する時期及び方法は、下表のとおりとします。

林齢区分	実施時期	標準的な方法
初回の間伐	21年生	本数伐採率を 20～30％程度とし、雪害木、樹幹の不整木等から順に選定し伐採する。
うっ閉してから標準伐期齢に達するまでの期間	10年に1回	
標準伐期齢を超えてから主伐までの期間	20年に1回	本数伐採率を 30～40％程度とし､材としての利用も視野に入れながら伐採木を選定する｡伐採木の搬出効率を考慮しつつ､残存木の適正配置を確保する。

４．その他間伐及び保育の基準

局所的な森林の生育状況により、上記の「標準的な方法」に従って間伐を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、間伐又は保育の実施の基準を下記のとおりとします。

[1] 隣り合う立木の枝葉が触れあって、日光が直接地面まで届かなくなるような状態になること。

（１）単一の樹種・林齢からなる森林

間伐を実施すべき収量比数[1]を下表のとおりとします。なお、収量比数は樹高と成立本数から「密度管理図」を用いて調べることができます。

区分	収量比数	解　説
全樹種	Ｒｙ＝0.7	収量比数が左の値を維持するように間伐を実施することを標準とします。間伐１回あたりの伐採量（材積）はＲｙ≦0.15に抑え、林内の急激な環境変化を避けます。

「裏東北・北陸地方スギ林分密度管理図」

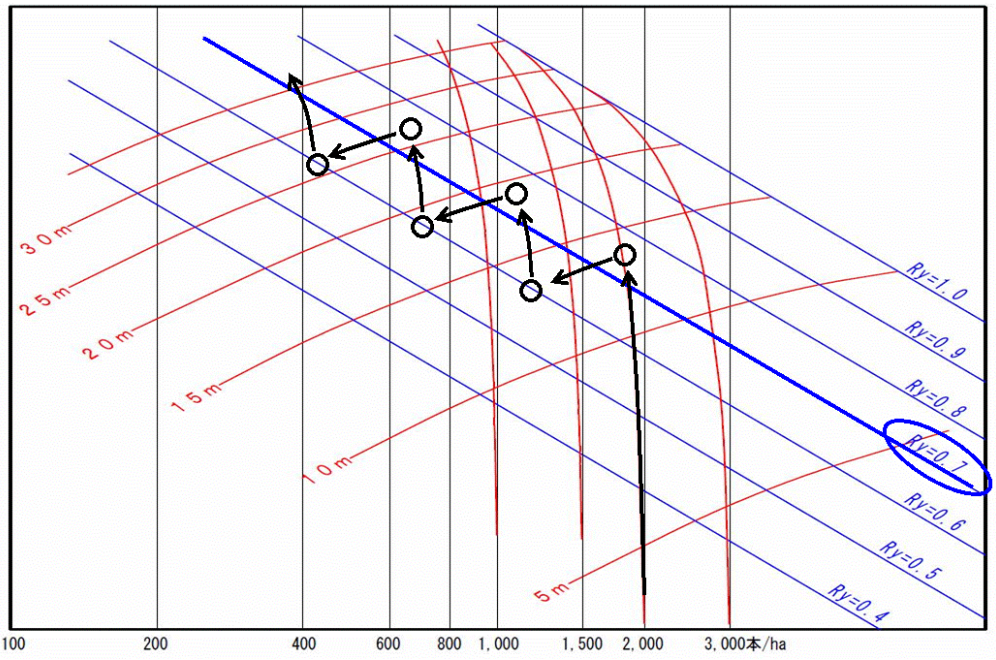

【図の見方】

１．2,000 本／ha 植栽の場合、樹高 12～13m の頃に Ry が 0.7 を超える（このとき成立本数 1,800 本／ha 程度）。初回の間伐を実施し、残存本数を 1,200／ha 程度（Ry0.6 相当）とする。

２．樹高 18m に達した頃に再び Ry が 0.7 を超えるので、2 回目の間伐を実施し、残存本数を 700 本／ha 程度とする。

３．同様に、樹高成長にしたがって間伐実施を繰り返す。樹高成長が早ければ間伐実施の間隔は短く、遅ければ間隔は長くなる。

（２）上記以外の森林

コナラ、ブナ、ミズナラ等で構成される天然生林において間伐を実施する場合には、事前に林業普及指導員又は市農林水産課に相談することとします。

[1] ある林分において、同じ樹高、樹種の時に理論上とりうる最大の材積に対して実際の材積がいくらあるかを示す数値で、立木の混み具合を示す指標となる。成立本数と樹高をもとに、林分密度管理図から読み取ることができる。

５．その他必要な事項

間伐は、これまでに造成されてきた人工林を健全で活力ある状態で維持していくうえで必要不可欠な作業であることから、市は、特に人工林における間伐を促進する措置を講じることとします。

第４　ゾーニング区分別の森林の整備に関する事項

１．公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

地域森林計画に定められた基準に従い、公益的機能別施業森林の区域を【別表 1】及び【付図 1】のとおり定めます。

公益的機能別施業森林の区域内においては、公益的機能の維持増進を図るため、下表の基準に従った施業方法を推進することとします。

維持増進を図る機能の種類	ｿﾞｰﾆﾝｸﾞの名称	推進する施業方法	具体的な基準
①水源涵養機能	「水土保全林（水）」[1]	伐期の延長	・標準伐期齢に 10 年を加えた林齢に達するまでは主伐を行わないこと かつ ・伐採後の更新未完了の区域が連続して 20ha を超えないこと

[1] 「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

②山地災害防止／土壌保全機能	「水土保全林（土）」[1]	長伐期施業	・標準伐期齢の 2 倍に 0.8 を乗じた林齢に達するまでは主伐を行わないこと かつ ・伐採後の更新未完了の区域が連続して 20ha を超えないこと
③快適環境形成機能	「人との共生林」[2]		
④保健・レクリエーション機能			

２．木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

地域森林計画に定められた基準に従い、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下「木材生産林」という。）の区域を【別表 2】及び【付図 1】のとおり定めます。

維持増進を図る機能の種類	区域設定の基準	ｿﾞｰﾆﾝｸﾞの名称
木材等生産機能	・木材生産を目的とする人工造林により造成された森林のうち、通常以上の樹高成長が見込める森林 ・土地の生産力が高く樹木の成長がよい森林 ・道路に近く木材等の搬出に有利な森林 ・薪炭、きのこ原木、粗朶等の用途に供されている森林　など	「木材生産林」

このうち、林地生産力や傾斜等の自然的条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件等を勘案し、特に効率的な施業が可能な森林の区域を【別表２】及び【付図１】のとおり定めます。木材生産林の区域内にあっては、多様な需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとし、その目的を達成するため、優先的な路網整備や森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとします。

なお、木材生産林が公益的機能別施業森林と重複する区域にあっては、それぞれの公益的機能別施業森林の施業の基準に従うものとします。

---

[1] 「土地に関する災害の防止機能及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

[2] 「快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」又は「保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」

集約化・機械化による効率化

適正に管理された森林

Ⅲ．森林整備の合理化に関する事項

第１．森林経営の集約化の促進に関する事項

１．森林経営の集約化の促進方針

森林経営の意欲が高くない森林所有者に代わって、意欲と実行力ある林業事業体が主体的・継続的に森林経営を行えるよう、森林経営の受委託を促進します。

特に、木材等生産機能の維持増進が期待される区域内にあっては、将来的に全域で森林経営計画が作成されるよう、市は必要な情報の提供や助言等の支援を推進していくこととします。

また、森林経営の受委託が行われる際には、森林が面的に持続可能な状態で維持されるよう、人工林のみならず天然林も一体として保全・管理する契約内容とすることを推奨することとします。

２．森林施業等の集約化の促進方策

市は、普及啓発活動や地域協議会を通じて、森林所有者等に施業や経営の委託を働きかけるとともに、意欲ある林業経営体や森林施業又は森林経営の受委託の受け皿となる林業事業体の育成に努めることとします。

３．森林の施業又は経営の受委託を実施する上で留意すべき事項

長期にわたる森林施業の受委託や森林経営の受委託を行うにあたっては、下記の点に留意するものとします。

（１）契約期間はおおむね 10 年以上とし、相続等の権利の移転があった際には速やかに契約内容の承継が行われるよう、その方法をあらかじめ明確にしておくこと。

（２）契約に基づき受託者が使用を認められた施設及び受託者が設置した施設につき、その維持運営の方法をあらかじめ明確にしておくこと。

４．森林経営管理制度の活用に関する事項

森林経営管理制度[1]を活用し、所有者による適切な経営管理[2]ができない森林については市がその経済性及び公益的機能等を考慮したうえで所有者への意向調査を踏まえた集約化及び必要な施業を行う。また、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者[3]による森林経営計画の策定に向けた支援を行い、林業経営に適さない森林については公益的機能の向上を図ります。

第２　森林施業の共同化の促進に関する事項

１．森林施業の共同化の促進方針

該当ありません。

２．施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

該当ありません。

３．共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

該当ありません。

---

[1] 適切な経営管理ができない森林の経営管理を所有者が市に委託し、市が集積・集約化に係る施業を実施すること。森林経営管理法（平成 31 年 4 月 1 日施行）に基づく制度。

[2] 森林経営管理法において、地域森林計画の対象となる森林について自然的経済的社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うこと。

[3] 森林経営管理制度の運用を担う事業者として、森林経営管理法第 36 条に基づいて都道府県が公募・公表する民間事業者。

第３　作業路網の整備に関する事項

１．作業路網の整備に関する基本的事項

作業路網の開設にあたっては、環境負荷の低減に配慮し、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等、地域の特性に応じて、林道、林業専用道及び森林作業道[1]を適切に組み合わせて開設することとします。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じ、繰り返しの利用に耐えるよう丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとします。

なお、作業路網は、森林施業の集約化や高性能機械の導入と組み合わせてはじめて効果を発揮することから、他の計画事項と一体的に計画することが重要となります。

２．林道及び林業専用道に関する事項

林道及び林業専用道の整備計画について、【別表 3】及び【付図 2】に示します。

３．森林作業道に関する事項

木材生産林の区域内にあっては、木材の搬出を伴う間伐及び多様な森林への誘導を目的とする施業を効果的かつ効率的に実施するため、多様な事業主体による作業路網の整備を推進することとします。

その際に目標とする路網の整備水準は、地域森林計画の指針に従い下表のとおりとし、将来的に人工林面積に対して下記の水準を確保できるよう、林道及び林業専用道と一体となった森林作業道の整備を推進することとします。

なお、市内における作業システムは、車両系システム[2]を標準としますが、土砂の流出や崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又はその土地の保全に支障を生ずる場合は、地表の損傷を極力行わないよう、架線系システム[3]を採用することとします。

作業システム別　路網整備の水準（地域森林計画から抜粋）		
区　　分		木材搬出エリア内[4]路網密度
車両系	緩傾斜地（0°～ 15°）	110m／ha 以上
	中傾斜地（15°～ 30°）	85m／ha 以上
	急傾斜地（30°～ 35°）	60<50>[5]m／ha 以上
架線系	中傾斜地（15°～ 30°）	25m／ha 以上
	急傾斜地（30°～ 35°）	20<15>m／ha 以上
	急峻地（35°～）	5m/ha 以上

[1] 林道は一般車両の走行、林業専用道は主として森林施業用の車両の走行、森林作業道は集材や造材の作業を行う林業機械の走行を想定した規格・構造である。

[2] 車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積・運搬するシステム。

[3] 林内に架設したワイヤーロープに搬器を取り付け、ウィンチにより木材を吊り上げて集積するシステム。

[4] 木材搬出予定箇所について適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しない。

[5] <>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

Ⅳ．森林の保護に関する事項

１．森林病害虫の駆除又は予防の方法等

森林病害虫等の被害対策については、次の指針に沿って、病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとします。

（１）松くい虫被害対策

森林病害虫等の被害対策については、森林病害虫等防除法に基づき、松林をその有する機能によって区分し、公益的機能の高い保全すべき松林においては、被害を終息させることを目標に、薬剤散布や伐倒駆除等の対策を講じるとともに、保全すべき松林の周辺については、保全松林と一体的な駆除事業を行ないつつ、計画的に樹種転換を図ることとします。

松くい虫無人ヘリ防除
（五十公野公園内）

適切な防除により守られている松林
（藤塚浜石山海岸）

区分	松林区分	対　策　の　内　容
保全すべき松林	高度公益機能森林及び地区保全森林	①予防事業 特別防除、無人ヘリ防除、地上散布、樹幹注入等 ②駆除事業 伐倒駆除（くん蒸）、特別伐倒駆除（破砕）等 ③衛生伐等森林整備事業
周辺松林	被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林	①駆除事業 伐倒駆除（くん蒸）、特別伐倒駆除（破砕）等 ②樹種転換等森林整備事業

なお、具体的な区域及び防除計画については、別途、「新潟県松くい虫被害対策事業推進計画」及び「新発田市松くい虫被害対策地区実施計画」に記載することとします。

（２）ナラ枯れ被害対策

ナラ枯れ被害対策については、森林病害虫等防除法に基づき、公益的機能の高い保全すべきナラ林において、予防事業や駆除事業等の対策を講じることとします。

２．鳥獣による森林被害対策の方法

（１）鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害防止の方法

該当ありません。

（２）その他必要な事項

鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進します。その結果を関係者間で情報共有し、捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動や野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を総合的かつ効果的に推進することとします。

３．森林火災の予防の方法

森林火災の予防のため、林内への防火標識の設置及び関係施設への予防啓発ポスターを掲示することにより、登山者等への啓発を促進することとします。

また、適確な対策を推進するため、下越森林管理署とも連携して山火事警防活動及び森林巡視活動を適時適切に実施するとともに、必要に応じて防火線（林内歩道等を含む）、防火樹林帯等の整備を推進することとします。

４．火入れを実施する場合の留意事項

森林又は森林に隣接する原野等において火入れを実施する場合には、「新発田市火入れに関する条例」（昭和 60 年 7 月 3 日条例第 25 号）の規定に従うものとし、延焼を防ぐため､気象条件等に十分注意するとともに防火帯の設置等に配慮して実施することとします。

なお､野焼きについては､「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部の例外を除き、禁止されています。

５．伐採を促進すべき森林の所在

該当ありません。

Ⅴ．森林の保健機能の増進に関する事項

１．保健機能森林の区域

該当ありません。

２．保健機能森林の区域内の森林における伐採、造林、保育、その他の施業の方法

該当ありません。

３．保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備

該当ありません。

Ⅵ．その他森林の整備のために必要な事項

１．森林経営計画の作成に関する事項

集約化した森林施業により持続可能な森林経営を確立するため、森林経営計画の作成を促進します。森林経営計画の作成にあたっては、次に掲げる事項について適切に計画することとします。

（１）Ⅱの第４の１の公益的機能別施業森林の施業方法

（２）Ⅲの第１の３の森林の施業又は経営の受委託を実施する上で留意すべき事項

（３）Ⅳの森林の保護に関する事項

なお､森林経営計画の推進に当たり､路網の整備状況やその他地域の実情からみて造林､保育､伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を【別表４】及び【付図３】のとおり定めます。

２．森林整備を通じた地域振興に関する事項

林内路網及び搬出間伐の充実を図ることにより、公共施設等の木造、木質化を推進し、市民に木のぬくもり、地元産の木材の良さを経験してもらい、間伐材等木材の需要拡大と木材の新しい利用開発の促進を図り、併せて木材利用の体制づくりを進めることとします。

３．森林の総合利用の推進に関する事項

市内には、森林の総合利用を目的とした施設が下表のとおりとなっており、それぞれ訪れる人の憩いの場として保健・レクリエーション機能の維持増進を図るための施業を推進することとします。

五十公野公園

森林の総合利用を推進する区域	
区域（大字及び林小班）	備　考
五十公野　158 林班の一部	五十公野公園、五十公野山いこいの森
東赤谷・滝谷　108 林班の一部ほか	滝谷森林公園
豊浦地区　月岡　8,9 林班の一部	月岡カリオンパーク（森の回廊・四季の杜ほか）
紫雲寺地区　藤塚浜 7,8,9 林班の一部	県立紫雲寺記念公園
加治川地区　住田 2 林班の一部ほか	大天城公園
加治川地区　貝屋　15 林班の一部	大峰山桜公園

４．住民参加による森林整備の推進に関する事項

（１）荒廃が進んだ松林等において、近年は地域住民による積極的な整備活動が行われていることから、緑の少年団[1]や地域に対して参加を呼びかけ、また取組を周知することにより活動の輪を広げ、森林の再生を推進していくこととします。

緑の少年団の活動

（２）公益社団法人にいがた緑の百年物語緑化推進委員会[2]や紫雲寺地区松林保全協議会と連携し、市民が植樹・育樹活動に参加する機会を提供する等、市民と行政が一体となった森林づくりを実施することとします。

企業の森づくり活動
（滝谷森林公園）

（３）近年、企業による CSR 活動[3]が活発となっていることから、森づくり活動のフィールドを市が積極的に提供することにより、企業による森づくりを推進することとします。

（４）国の天然記念物に指定されている「橡平（とちだいら）桜樹林」に隣接する国有林「ふれあいの森」において、地域の宝「ヤマザクラ」の保護を目的に、加治川さくらの里づくりの会が中心となり、地域住民ボランティア、下越森林管理署、新発田地域緑化推進協議会及び市が連携し、整備活動を推進することとします。

ヤマザクラ整備活動

５．森林経営管理制度に基づく市町村森林経営管理事業計画に関する事項

該当ありません。

６．その他

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、公益的機能別施業森林の区分に関わらず当該制限に従って施業するものとします。

---

[1] 「緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動」を通じて、ふるさとを愛し、人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的として子どもたちに自然と親しんでもらうための活動を行っている団体。

[2] 21 世紀百年をかけて県民ひとりひとりの手で木を植え、育て、22 世紀の人々に「緑の遺産」を残すため、緑の募金をはじめとした各種運動の中心となる団体。

[3] 企業の社会的責任。企業が利益を追求するだけでなく、組織活動が社会へ与える影響に責任をもち、あらゆる利害関係者からの要求に対して適切な意思決定をすることを指す。

【別表 1】公益的機能別施業森林の種類別の区域

No.1

ゾーニング区分	推進する施業別の区分	森林の区域 （林小班番号）	面積 （ha）
水土保全林 （水）	伐期の延長	〈206 旧新発田市〉 11 林班 12 林班 21 林班～23 林班 28 林班～35 林班 53 林班 63 林班～108 林班 4 小班 109 林班～149 林班 193 林班～199 林班 〈306 豊浦地区〉 15 林班 16 林班	5,515.16
水土保全林 （土）	長伐期施業	〈206 旧新発田市〉 1 林班～52 林班 56 林班～85 林班 91 林班～96 林班 98 林班～105 林班 109 林班～120 林班 122 林班～149 林班 151 林班～152 林班 154 林班～157 林班 158 林班 3 小班 158 林班 10 小班 158 林班 16 小班～159 林班 161 林班～188 林班 190 林班～201 林班 203 林班～217 林班 〈306 豊浦地区〉 1 林班 3 小班～4 林班 3 小班 5 林班 8 林班 1 小班～8 林班 5 小班 8 林班 7 小班～8 林班 9 小班 9 林班 2 小班～11 林班 14 林班 〈308 加治川地区〉 1 林班～2 林班 7 小班 3 林班～18 林班	10,585.00

【別表 1】公益的機能別施業森林の種類別の区域

№2

ゾーニング区分	推進する施業別の区分	森林の区域 （林小班番号）	面積 （ha）
人との共生林 （快適環境 形成機能）	長伐期施業	〈309 紫雲寺地区〉 1 林班～18 林班 4 小班 19 林班～22 林班	425.31
人との共生林 （保健・レクリエーション機能）	長伐期施業	〈206 旧新発田市〉 108 林班 5 小班 158 林班 4 小班 ～158 林班 20 小班 158 林班 22 小班 ～158 林班 25 小班 158 林班 29 小班 〈306 豊浦地区〉 8 林班 6 小班 8 林班 10 小班 9 林班 1 小班 〈308 加治川地区〉 2 林班 8 小班	130.08

※【別表 1】のほか、次の区域も公益的機能別施業森林のゾーニングに区分します。
（【付図 1】では示していません。）

1　水土保全林（水）
豊浦地区 9 林班 1 小班 1 施業番号（水源涵養保安林指定区域）

2　人との共生林（保健・レクリエーション機能）
加治川地区 15 林班の一部（大峰山桜公園）の区域
紫雲寺地区 7,8,9 林班の一部（県立紫雲寺記念公園）の区域

※ゾーニング区分が重複する場合に推進する施業は、「長伐期施業」を優先する。

【別表 2】木材生産林の区域

ゾーニング区分	森林の区域（林小班番号）	面積（ha）
木材生産林	〈206 旧新発田市〉 1 林班 3 林班～28 林班 30 林班～32 林班 35 林班 37 林班～45 林班 48 林班～52 林班 55 林班～56 林班 58 林班～61 林班 63 林班 68 林班～83 林班 85 林班 91 林班 94 林班～95 林班 99 林班～107 林班 109 林班～120 林班 122 林班～124 林班 127 林班～134 林班 138 林班 141 林班～149 林班 151 林班～157 林班 158 林班 26 小班 ～158 林班 28 小班 158 林班 30 小班 159 林班～170 林班 178 林班～217 林班 〈306 豊浦地区〉 5 林班 1 小班～5 林班 5 小班 14 林班 〈308 加治川地区〉 1 林班～2 林班 7 小班 3 林班～10 林班 12 林班～18 林班	9,118.91
特に効果的な施業が可能な森林	該当ありません	

【別表 3】林道及び林業専用道の整備計画

種類	路線名	延長（m）	利用区域（大字名）	既設	計画	対図番号
林道	寺沢線	1,656	貝屋	拡張（改良）		①
〃	新発田南部線	12,145	荒川	〃		②
〃	赤倉岐線	3,972	滝谷	〃		③
〃	米倉大沢線	2,118	大槻	〃		④
〃	鳥越線	1,238	米倉	〃		⑤
〃	豊浦大沢線	1,861	大沢	〃		⑥
計		22,990				

【別表４】森林経営計画（区域計画）に対応した区域一覧

〈206 旧新発田市〉

区域名	林班番号	面積（ha）
菅谷①	1 林班～15 林班	850.59
菅谷②	16 林班～37 林班 10 小班（上石川）	1,224.12
川東①	37 林班 10 小班（蔵光）～53 林班	781.49
川東②	54 林班～90 林班	1,618.77
赤谷①	91 林班～107 林班	1,097.02
赤谷②	108 林班～132 林班	1,205.66
米倉①	133 林班～149 林班, 155 林班 3,4 小班(山内)	813.37
米倉②	149 林班 4 小班（大槻）, 151 林班～156 林班	411.11
五十公野	157 林班, 158 林班	161.78
松浦①	159 林班～185 林班	850.73
松浦②	186 林班～218 林班	1,140.72

〈306 豊浦地区〉

区域名	林班番号	面積（ha）
豊浦	1 林班～16 林班	524.50

〈308 加治川地区〉

区域名	林班番号	面積（ha）
加治川	1 林班～18 林班	873.55

〈309 紫雲寺地区〉

区域名	林班番号	面積（ha）
紫雲寺	1 林班～22 林班	425.96